

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案要綱

第1 自衛隊法施行令の一部改正

- 1 事業を営む予備自衛官に対する給付金の日額を定める。(第九十七条の三関係)
- 2 公務上負傷し、又は疾病にかかった場合の事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の限度となる期間を定める。(第九十七条の四関係)
- 3 事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の申請等について定める。(第九十七条の五関係)
- 4 給付金支給申請書の様式その他事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定めることとする。(第九十七条の六関係)
- 5 1から4までは、事業を営む即応予備自衛官に係る給付金に準用することを定める。(第百二条の七関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行う。

第2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

予備自衛官及び即応予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限を引き上げる。(第十七条の十四関係)

第3 施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）